

平成 24 年（2012 年）7 月 27 日

「食の安全・市民ホットライン」 代表 神山美智子様

姫路市保健所長
(公印省略)

「アレルギーっ子のパン専門店ジュウヰール」の広告に関する要請について（回答）

日頃から、本市の行政運営について色々と御助言、御協力をいただきありがとうございます。

平成 24 年 6 月 19 日付けのお問い合わせメール及び 7 月 18 日付けで要請いただきましたネット広告について下記のとおり回答いたします。

記

1、指導の経緯

(1)6 月 20 日に施設に立入りを行い、施設や製品を確認した上で、営業者には以下の点について、指導票を交付し、6 月末日までに改善を行い報告するよう求めました。

- ・ホームページにおいて、アレルギー患者が喫食することが可能な小麦、卵を使用していると受け取れる表現について、食品衛生法第 20 条（虚偽表示等の禁止）に違反するおそれがあることから、改善すること。
- ・インターネットで販売している商品について、食品表示が一部欠落しているため、店頭販売を除いては、容器包装に表示を必ず記すこと。
- ・食品表示の内容について確認したところ、原材料名が重量順になっていない、コンタミネーションに関する注意喚起が無いなどの不備が認められたため、改善すること。

(2)7 月初旬、再度当該ホームページを確認したところ、一部の文章については削除されているのを確認しましたが、不十分であったため、7 月 13 日に再度施設に立ち入り、以下の点を指導しました。

- ・「ジュウヰールで使用している小麦粉が特殊だからこそ小麦アレルギーのお子さんにも食べて戴けるパンが作れるのです」「小麦アレルギーの一番の原因である農薬」など、アレルギー等に関し、科学的根拠がない事物について、事実であるかのように記載している文章を削除すること。
- ・表示について再度確認したところ、一部の商品について、原材料が重量順になっていない等の不備が認められたため、再度改善すること。



・早急に改善報告書を提出すること。

また、小麦アレルギーのある客に対して、小麦を使用した商品をインターネット上で販売しないよう助言しました。

(3)7月17日付けの改善報告書を、郵送で7月18日に受理しました。

2、今後の対応

報告書には、ホームページを改善したこと、今後はインターネット販売を行う際には食品表示を必ず記すこと、表示については順次改善して販売するが全て完了するのが7月末の見込みであることが記載されていました。ホームページの改善についてはインターネット上で確認しましたが、表示については8月初旬にもう一度施設の立ち入りを行い、改善が完了しているか確認する予定です。

3、その他

また、当該ホームページについては、消費者庁および、兵庫県立健康生活科学研究所生活科学総合センターに情報提供を行っています。

このたびは、情報提供ありがとうございました。また、指導に時間を要したために回答が遅くなりました。今後とも、食品衛生法に基づき、食品衛生の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。